

令和6年度豊川市公共施設構造体耐久性調査業務委託仕様書

I. 一般事項

1. 業務名

令和6年度豊川市公共施設構造体耐久性調査業務委託

2. 適用範囲

本仕様書は、「令和6年度豊川市公共施設構造体耐久性調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務の履行にあたっては、契約書、契約約款、設計図面、本仕様書、構造体耐久性調査作業要領による。

3. 法令遵守

受注者は、本業務の履行に当たり建築基準法、消防法及びその他の関係法令ならびに条例等を守り実施する。

4. 業務上の注意

- (1) 受注者は、業務上知りえた事項を、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、調査上必要となる関係諸官公署への問い合わせは監督職員の指示を受け行う。
- (3) 受注者は、本仕様書に明記のない場合は又は疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (4) 受注者は、本業務の履行にあたっては、使用する機器材、薬液等は全て受注者の負担とする。

5. 再委託

- (1) 受注者は、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分に係る業務を再委託することはできない。
- (2) 受注者は、上記に規定する業務以外の業務を再委託する場合は、あらかじめ監督職員に業務再委託申出書を提出し承諾を受けなければならない。

6. 日程の管理

受注者は、業務日程を作成し、本業務の円滑な推進を図ること。

7. 点検等

- (1) 成果品の作成を完了したときは、受注者は、監督職員の点検・確認を受ける。
- (2) 成果品には、受注者名を明示する。

8. 資料の保存

受注者は、監督職員から指示がない限り、本業務完了後、資料等を保存すること。

9. 著作権の帰属

本業務による成果品の著作権は、本市の帰属とする。

10. 提出書類

- (1) 受注者は、契約後すみやかに、以下の書類を提出する。
 - ア 実施工程表
 - イ 実施計画書
 - ウ 管理技術者届（経歴書添付）
 - エ 管理技術者を総括担当者とした業務委託実施体制届

- オ 業務再委託申出書（業務の一部を第三者に委託し、または請負わせようとする場合）
- カ 緊急連絡先届

（２）業務完了支払請求は、本業務を完了し、検査に合格した後行う。

業務完了時には、以下の書類を提出すること。

- ア 業務完了届
- イ 成果品目録

（３）受注者は、その他必要に応じ、監督職員の指示する届書等を提出すること。

11. 業務記録写真

受注者は、耐久性調査等の適正な作業を確認し保存するため、内容を写真に記録しなければならない。作成方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「写真撮影要領（令和５年版）・営繕工事写真撮影要綱による 工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編」を参考とし、デジタルカメラの使用ができるものとする。撮影時期、方法などは監督職員の指示による。（本業務では、調査内容写真、外観内観屋上写真、外観目視調査写真等を撮影すること。）

12. 資料の貸与、返却及び電子化

- （１）本業務に必要な資料の収集及び分析は、受注者が行うものとし、発注者は業務の遂行に協力するものとする。また、貸与された資料は一覧表を作成し、発注者に提出するものとする。
- （２）受注者は、貸与された電子データ及びその他関係資料の必要がなくなった場合は、直ちに監督職員に返却するものとする。
- （３）受注者は、貸与された電子データ及びその他関係書類を、丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と負担において修復するものとする。
- （４）受注者は、貸与された紙媒体資料（設計図書等）のうち指示を受けたものは、電子データ（PDF）としてスキャニングを行うものとする。
- （５）受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

Ⅱ. 業務の内容

1. 目的

本業務は、公共施設の構造体耐久性について調査することを目的としている。別添「作業要領」に基づき業務を進めるものとする。

2. 業務内容

（１）調査対象

別紙「調査対象物リスト」のとおりとする。

（２）本業務の進め方

ア 計画準備

（ア）本業務の着手に先立ち、実施計画書を作成し、監督職員に提出する。

(イ) 業務日程、人員配置、調査日時、コア採取箇所、鉄骨確認開孔等について監督職員と打合せを行うこと。調査日程については、監督職員及び施設管理者と協議の上決定するものとする。

(ウ) 調査足場は原則設置しない。

イ 現地調査、劣化調査

(ア) コア採取箇所及び鉄骨確認開孔は、現地の状況を考慮し、監督職員と協議の上、決定する。

(イ) コア採取箇所及び鉄骨確認開孔の選定について、完成年度以降に増設した壁や耐震壁等をさけるため、事前に改修履歴や関係図面にて位置の把握をしておくこと。

(ウ) 作業に当たっては、施設管理者等との調整を十分に行うこと。

(エ) 作業（養生時も含む）によって既設仕上などが破損した場合は、受注者の責任で補修すること。

(オ) コア採取及び鉄骨確認開孔箇所が石綿含有建築用仕上塗材等となる場合は、仕上塗材等の種類により、粉じんの飛散防止措置を行なう工法で作業を行うこと。

(カ) コア採取時及び鉄骨確認開孔、調査時に発生するごみや汚水等は受注者の責任において適切に処理すること。

(キ) 鉄筋腐食度確認用のコア採取は、鉄筋探査装置等により確認の上、ダイヤモンドカッター等で鉄筋を傷つけないために、鉄筋の直前でコアを採取し、適切な工法で鉄筋面を露出させること。

(ク) コンクリート内等の設備・電気配管を傷つけないように事前に関係図面などで位置を把握し、コア採取は設備・電気配管を避けた場所で行うこと。

(ケ) コア採取時及び鉄骨確認開孔に既設鉄筋や設備・電気配管を傷つけた場合は、速やかに監督職員に連絡をし、指示を受けた上で受注者の責任において必要な対応、処置、補強を行うこと。

(コ) コア採取時に発生した汚れ（汚水の垂れた跡、コア採取機械の固定器具による汚れ）は壁の塗装作業時に影響が出るのですぐに除去すること。

(サ) コア採取箇所は速やかに無収縮モルタル等にて補修する。

(シ) 塗装補修は、現況復旧を原則とするが、既設の塗膜に適合しない塗材の使用はしないこと。なお外部の雨がかり部でコアを内部まで貫通して採取した場合の補修は、防水型塗装を使用すること。

(ス) 補修箇所の塗装仕上げ（色、凸部処理）は、既設建物と原則同等とする。なお、塗装時期についてはモルタル充填後、所定の養生期間を確保してから塗装を行うこと。

(セ) 塗装補修は乾燥するまでの間の養生を行うこと。

(ソ) 塗装仕上げの「つやあり」、「つや消し」は既設塗装仕上げに合わせること。

(タ) 外部のコンクリート打放し仕上げ面も塗装補修を行うこと。

(チ) 塗装材については、F☆☆☆☆を使用すること。

(ツ) 屋内で使用する塗料については、VOC含有量1%以下の水系塗料とする。

- (テ) 鉄筋かぶり厚さ、鉄筋腐食は現地での目視調査とする。
- (ト) コンクリート圧縮強度試験、コンクリート中性化試験（コアサイズ100φ）は、公的機関等による試験を行う。なお、コンクリート中性化試験はコンクリート圧縮強度試験後に割裂計測を行い計測する。

ウ とりまとめ

- (ア) 作業要領に基づき、評価を行う。
- (イ) 学校建築物の耐力度調査の実施方法に於ける測定に準拠する。
- (ウ) 適宜、監督職員と打合せを行い、とりまとめを行う。

Ⅲ. 履行方法

1. 管理技術者

受注者は一級建築士、構造設計一級建築士又は建築構造士の資格を有するものを管理技術者と定め、その責任において各調査作業の遂行状況を掌握すること。

2. 監督職員との協議・打合せ

- (1) 本業務の詳細及び当該範囲について、受注者は、監督職員と十分に打合せを行う。
- (2) 協議・打合せ等を行った都度、受注者が記録を作成し、監督職員の確認を得る。

3. 関係機関等との調整

受注者は、図上調査及び現地調査を行うにあたり、必要に応じて事前に関係機関等と調査内容や方法について調整を行うとともに、随時調整を行うものとする。

4. 関係機関等との協議・打合せ

- (1) 受注者は、事前に関係機関等との調査が必要な場合は打合せ等を行うこと。また、関係機関等への届出等が必要な場合は届出を行うこと。
- (2) 受注者は、施設管理者や関係機関等との打合せ等を行った場合は、その内容について書面に記録し、監督職員に報告する。

5. 本業務における調査結果への記名、押印

受注者は、本業務における調査結果について、次のいずれかの資格を有する者に調査結果を確認させるとともに、記名、押印をさせなければならない。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づく構造設計一級建築士
- (2) 社団法人日本建築構造技術者協会の登録を受けた建築構造士

Ⅳ. 成果品等

1. 成果品

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく以下の成果品を監督職員に提出しなければならない。

- (1) 構造体耐久性調査報告書（A 4 版、評価単位ごと個別フォルダー綴同等）
各 2 部
ア 構造体耐久性調査結果

イ 構造体耐久性調査結果一覧表

ウ コア採取位置図

エ 鉄骨確認用開孔位置図

オ 調査写真

カ 公的機関等による試験成績書

(2) 本業務において使用作成した資料等

(3) 上記の電子データ (CD-ROM) …一式

※Excel、Word、JW-CAD形式等で作成したオリジナル電子データ及びPDF形式によるイメージ電子データを提出する。

(4) 調査対象建築物の紙媒体資料 (設計図書等) の電子データ

(CD-ROMまたはDVD) …一式

2. その他

(1) 現地調査は、9月末までに完了すること。

(2) 現地調査を終えた施設は、すみやかに構造体耐久性調査結果が報告できる様に整理すること。

(3) 公的機関等による試験結果等は、すみやかに監督職員に報告すること。